2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。
3　推薦締切日　平成23年12月２日
4　推薦書及び添付書類提出先　長崎労働局労働基準部労災補償課
様式

平成　　年　　月　　日
厚生労働大臣　　殿
団体名及びその代表者名
印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

長野労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県印刷、製版業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 22 日

長野労働局長　本川　　明

第４号中「１時間746円」を「１時間747円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月31日から効力を生ずる。

三重労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第２号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 22 日

三重労働局長　藤井　礼一

三重県ガラス・同製品製造業最低賃金

1　適用する地域　三重県の区域
2　適用する使用者　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
⑴　ガラス・同製品製造業
⑵　⑴に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所
⑶　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴に掲げる産業に分類されるものに限る。）
3　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
⑴　18歳未満又は65歳以上の者
⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
⑶　清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に従事する者
4　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間780円
5　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

三重労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第３号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 22 日

三重労働局長　藤井　礼一

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金

1　適用する地域　三重県の区域
2　適用する使用者　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
⑴　電線・ケーブル製造業
⑵　⑴に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所
⑶　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴に掲げる産業に分類されるものに限る。）
3　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
⑴　18歳未満又は65歳以上の者
⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
⑶　次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
ロ　書類等の複写、集配又は簡易な入力業務
ハ　手作業による軽易な包装、箱詰め又は運搬の業務
4　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間801円
5　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

三重労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 22 日

三重労働局長　藤井　礼一

第４号中「１時間793円」を「１時間798円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 22 日

三重労働局長　藤井　礼一

第４号中「１時間781円」を「１時間786円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 22 日

三重労働局長　藤井　礼一

第４号中「１時間818円」を「１時間822円」に改める。

和歌山労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、和歌山県鉄鋼業最低賃金（平成20年和歌山労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 22 日

和歌山労働局長　神田　義宝

第４号中「１時間793円」を「１時間799円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月30日から効力を生ずる。

最低賃金の廃止決定に関する公示

三重労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県紡績業最低賃金（平成11年三重労働基準局最低賃金公示第３号）を平成23年11月21日限り廃止する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 22 日

三重労働局長　藤井　礼一

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十一月十八日（金）

○国会提出案件（抜粋）

一　独立行政法人日本学術振興会平成二十二年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）（文部科学省）

一　独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十二年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）（文部科学省）